

運用指針

第2条①ーイ

地権者、関係機関などへの提案および協議

地元との協議による人道カルバートボックスの廃止

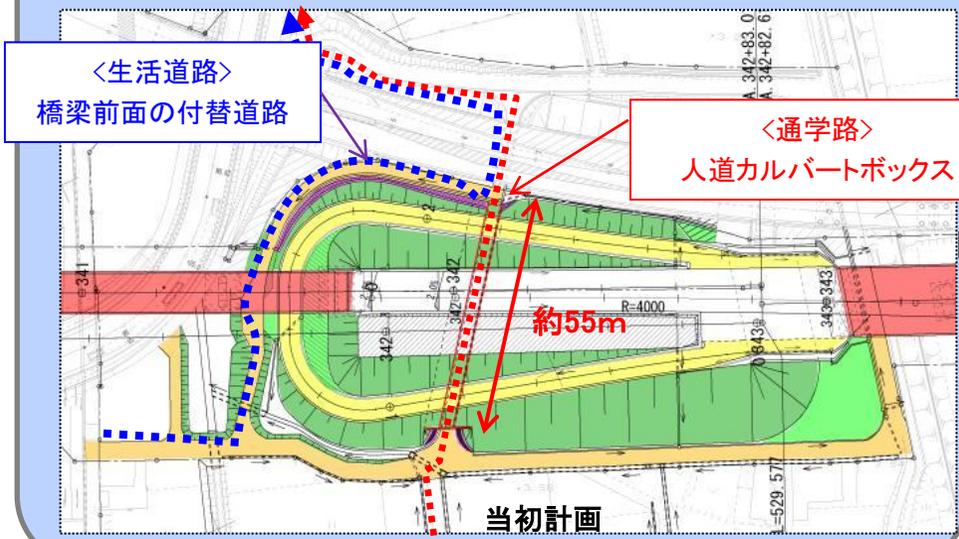
(舞鶴若狭自動車道 小浜西IC～小浜IC)

## カルバートボックスの当初計画

- ・通学路及び生活道路に使われている道路2本を高速道路の盛土により分断
- ・地元から機能復旧として、2本の道路をそれぞれ設置するよう要望

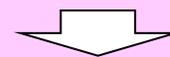


地元と橋台前面とカルバートボックスの2本の付替道路を設置することで合意

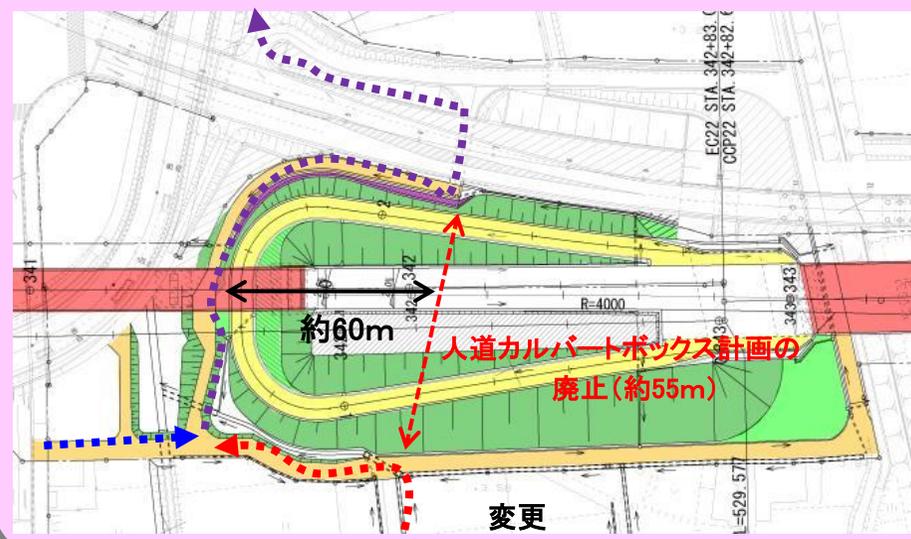


## 経営努力による変更

- ・更なるコスト削減のため、橋台前面の付替道路を通学路及び生活道路として兼用することでカルバートボックスの廃止を検討
- ・市道管理者及び地元住民と再協議し合意



隣接する橋台前面の付替道路に市道を集約し、カルバートボックスを廃止することにより費用を削減



# 舞鶴若狭自動車道 小浜西IC～小浜IC間位置図

## 舞鶴若狭自動車道 小浜西IC～小浜IC間の路線概要

- ・舞鶴若狭自動車道は、兵庫県吹田市を起点として福井県敦賀市に至る延長約160kmの高速自動車国道
- ・平成15年3月に舞鶴東～小浜西間24.5kmが暫定二車線で供用され、吉川JCT～小浜西IC111.5kmがすでに供用し、中国自動車道、名神高速道路及び北陸自動車道と一体となり関西圏、中京圏、北陸圏の広域をつなぐ幹線道路として、産業・経済・文化の発展に重要な、役割を果たしている。
- ・小浜西IC～小浜IC間(11.5km)の事業は、若狭地方の産業の振興並びに文化交流の促進に大きく寄与すると共に、並行する一般国道27号線の交通混雑の緩和や、災害時における代替ルートとしての道路交通の信頼性が図られることが期待されている

西日本 ← → 中日本



# カルバートボックスの廃止の経緯【当初計画】

## ●当初計画

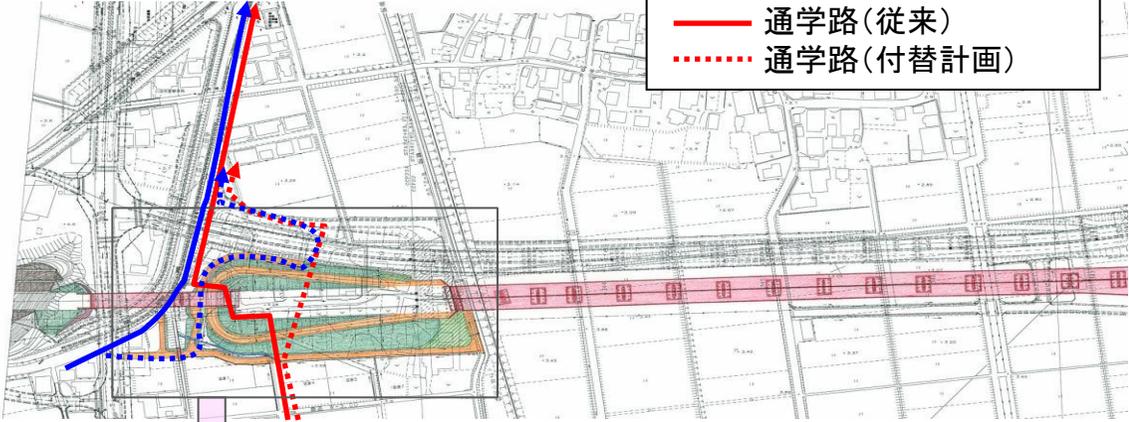
- ・当該地区では、通学路及び生活道路に使われている2つの市道を、高速道路の盛土により分断する。
- ・地元との協議により、機能復旧道路として、生活道路は橋梁前面の付替道路(車道)、通学路は人道カルバートボックス(断面3m×3m)を計画

(協議経緯)

平成11年1月 設計協議開始

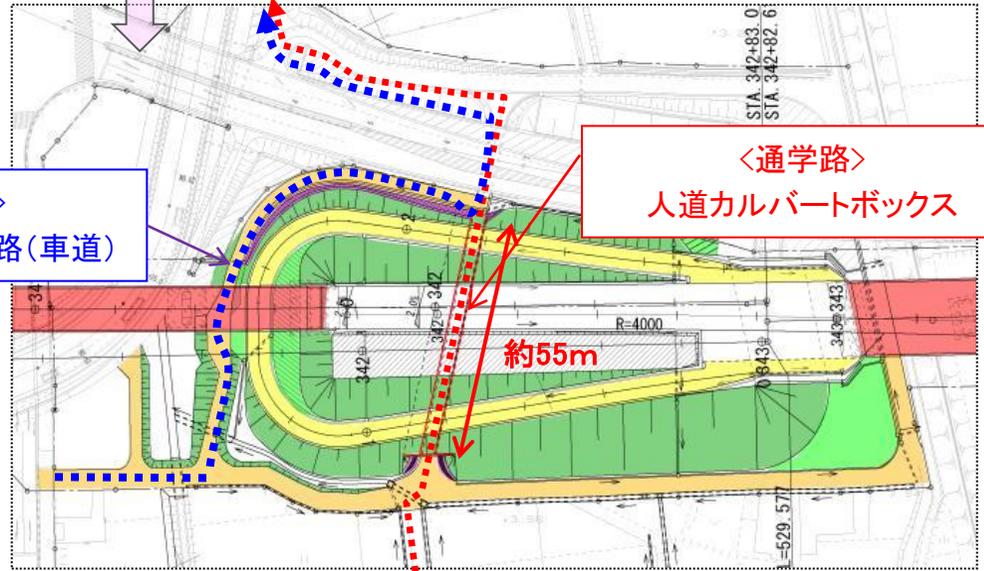
平成13年7月 設計協議確認書を締結

	生活道路(従来)
	生活道路(付替計画)
	通学路(従来)
	通学路(付替計画)



〈生活道路〉  
橋梁前面の付替道路(車道)

〈通学路〉  
人道カルバートボックス



2つの市道の機能復旧道路として橋梁前面の付替道路と人道カルバートボックスを計画

# カルバートボックスの廃止の検討

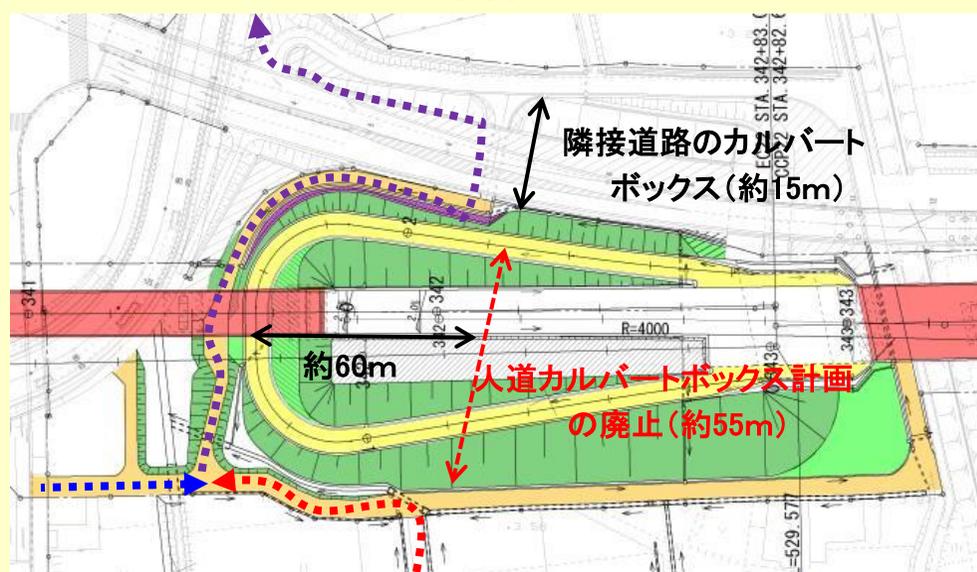
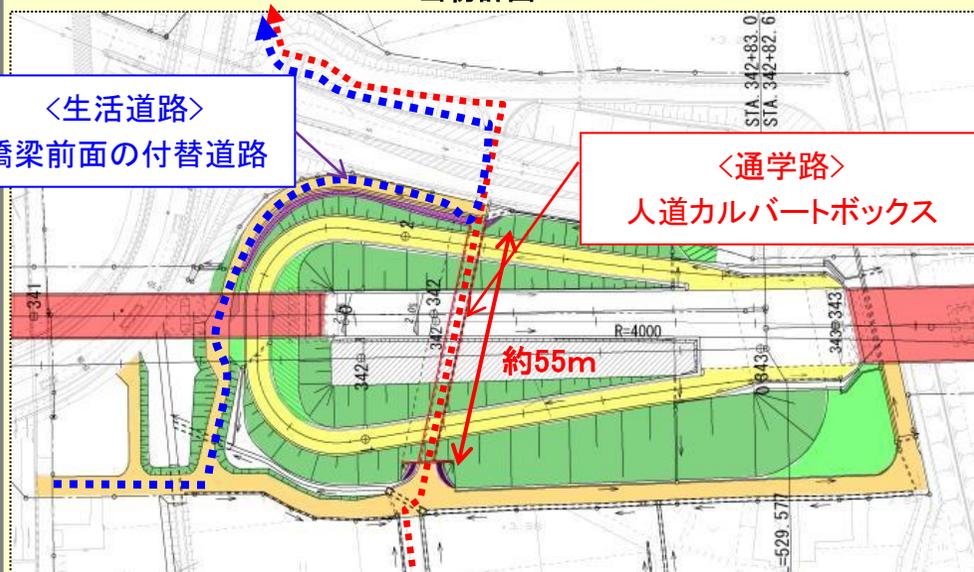
更なるコスト縮減を図るため、**カルバートボックスの廃止の検討**

## 当該箇所において、カルバートボックスの見直し

- ・カルバートボックスが本線と管理用Uターン路を含んでいるため、約55mにもなり、さらに同時に新設される隣接道路のカルバートボックスも約15mあり、トンネルが連続する。
- ・カルバートボックスと橋梁前面の付替道路が60m程度しか離れていない

当初計画

変更



通学路を橋梁前面の付替道路に代替することでカルバートボックス廃止

課題：市道管理者及び地元住民との協議が必要

## カルバートボックスを廃止した場合の課題に対する取組み②

○カルバートボックスの廃止について  
再協議の実施  
平成18年 7月 市道管理者との協議  
平成18年 7月～平成19年 5月  
地元自治会との協議

延長約55mの閉鎖空間となるため  
通学路の防犯上の問題などから、カ  
ルバートボックスの廃止を協議



協議の結果、市道管理者及び  
地元住民の同意を得る



地元との協議によりカルバートボック  
スを廃止したことによる施工費の縮減



## 経営努力要件適合性について

地元との協議を行い、同意を得て、人道カルバートボックスを廃止したことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

《申請された会社の経営努力》

地元との協議により人道カルバートボックスを廃止したことによる費用の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

① 次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議